

(契印省略)

海通総第 179 号  
令和 6 年 4 月 30 日

各 位

東海総合通信局長  
(公印省略)

電波利用環境保護周知啓発用ポスター等の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波は社会経済活動に欠くことの出来ないものとなり、これに伴い無線機器も様々な方が利用されています。

しかしながら、無線局免許が必要であるにも関わらず免許を受けずに開設・運用する不法無線局及び法令を遵守しない違反無線局は依然として多数存在しており、警察、消防・救急、防災行政無線等の重要無線通信に対する混信妨害をはじめ、テレビやラジオへの受信障害等、深刻な事案が多数発生しております。

こうした状況から、総務省では、不法無線局の開設・運用及び違反無線局の運用の未然防止を図るとともに電波利用環境を保護することを目的として、電波の利用に対する正しい知識等の周知・啓発活動を実施しております。

つきましては、電波利用環境保護周知啓発の一環としてポスター及びリーフレットを下記のとおり送付致しますので、お取り計らいの程宜しく申し上げます。

敬具

記

ポスター等種別	掲示等の期間
電波利用環境保護周知啓発用ポスター及びリーフレット	令和7年4月30日 まで

連絡先

〒461-8795 名古屋市東区白壁 1-15-1

総務省 東海総合通信局 電波監理部 電波利用環境課

電 話 : 052-971-9107